

## 平成29年度第2回佐倉市公民館運営審議会会議要録

日時：平成29年10月6日（金）午後1時30分～午後4時30分

会場：佐倉市立志津公民館

出席者：中原章子、天本憲亮、鷹野千恵子、松崎裕美子、大野直道、高梨直子、奥津友子、  
浅井俊彦、慶田康郎、日向和夫、村上勲、佐藤光雄、楠芳明、松井強  
（14人）

事務局：中央公民館長・江波戸寿人 和田公民館長・片山由弘  
弥富公民館長・塚本貞仁 根郷公民館長・櫻井理恵  
志津公民館長・高山幸代 臼井公民館長・曾山澄雄  
社会教育課・檜垣幸夫課長、松橋義己社会教育主事、富田健一郎主査  
臼井公民館・宮野雅樹主査補  
中央公民館・石井肇主査補、和泉澤文祥主査補、泉慎一主任主事

---

### 【目次】

- 1 開 会
- 2 新委員・公民館長紹介・人事異動報告
- 3 委員長あいさつ
- 4 議 事  
(1) 平成29年度公民館事業中間報告について
- 5 その他  
・佐倉市使用料・手数料の見直しについて  
・第69回千葉県公民館研究大会
- 6 閉 会

---

### 【本文】

- 1 開 会
- 2 新委員・公民館長紹介・人事異動報告
- 3 委員長あいさつ
- 4 議 事  
(1) 平成29年度公民館事業中間報告について
- 5 その他  
・佐倉市使用料・手数料の見直しについて  
・第69回千葉県公民館研究大会
- 6 閉 会
  
- 4 議 事  
(1) 平成29年度公民館事業報告について

江波戸館長：

本日傍聴を受け付けましたところ、傍聴の申し出はありませんでした。これより本日の

議事に入らせていただきます。

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例第12条第2項で、委員長は会議を総理すると定めておりますので、慶田委員長にこの後の議事の進行をお願いいたします。

委員長：

それでは、議事に入ります。

本日、石川委員が所用のため欠席と伺っております。また、今回の会議録署名人につきましては、名簿順で、高梨委員、佐藤委員にお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の議事平成29年度公民館事業中間報告について、各館長から説明をお願いします。質問は、全館の説明が終了した後に時間を取りたいと思いますのでよろしくお願いします。

江波戸館長：

それでは、中央公民館事業についてご説明します。

1ページ目をお願いします。「公民館事業報告」については、8月末までの実施事業を中心に説明させていただきます。

「3歳児あそびうた教室」は、3歳児と保護者15組を募集しまして、10組に応募いただきました。この講座では、手遊びや体操、音楽、読み聞かせを通して、保護者と幼児とのふれあい、保護者と保護者との交流の場として開設をしております。公募数については、昨年度同様15組として、同一講座を2回実施予定です。今回は、前期分は健康増進課と連携しまして、子育てについての相談や質問に答える時間を設けたり、七夕飾りの作成等を新規に実施するなど講座の充実に努めました。

続いて、家庭教育共通講座「親子で食育講座」については、1月から3月において開催を予定しております。

続いて、青少年教育事業です。

まず、「夏休み子どもゼミナール」につきましては、昨年度は宇宙をテーマとして「3つの宇宙の謎に挑もう！」としていましたが、「4つの宇宙の謎に挑もう」とタイトルを変更しまして、1つ目として、ロケットはなぜ飛ぶのか、2つ目として人工衛星の役割は、3つ目として宇宙飛行士になるには、4つ目として地球から見る星は、全4回、小学5・6年生を対象に実施しました。最終日の「地球から見る星」は、宇宙と星の話を保護者同伴で行いました。また、昨年度と同様、人工衛星とロケットを展示して宇宙に対する夢を広げられるようにしました。

続いて、「水辺体験ツアー」は、佐倉っ子塾共通講座として、市の環境政策課・根郷公民館・臼井公民館共催事業として、7月31日に実施いたしました。午前中は臼井公民館で紙すきのハガキを作成、午後は学習船で印旛沼の観察や水の透視度測定を行うほか、手繰り川や畔田谷津で水辺生物の捕獲や観察を行いました。

次の、女子美術大学との連携協働事業でございますが、「JOSHIBIワークショップ」につきましては、「家紋アートでタペストリーをつくろう」を開催しました。家紋の意味や成り立ちについてクイズ形式で学習するとともに、自分だけのオリジナルデザインのタペストリーに挑戦しました。

続いて、子どもの居場所作りについては、17年度からスタートしたのですが、公民館利用団体の日頃の学習成果を活かして、自分たちの学んだ成果を子ども達に指導してもらうほか、夏休み期間中、小・中・高校生の自主学習の場として「夏休み学習ルーム」を開放する2本立てで行っている事業です。本講座は、今年度につきましては13団体に延

べ19回にわたり実施いただき、178人に参加いただきました。

次に2ページ目の「キアゲハを紙で創ろう」は、昨年度の「紙で作ろう！キアゲハ、カブトムシ」をリメイクしたもので、昨年度の反省点を活かしましてキアゲハの模写標本作製1本に絞らせていただきました。

昆虫の生態や自然環境に興味を持ってもらうことを狙った講座で、小学生9人、成人8人の計17人が参加し、昨年同様の異世代交流事業となりました。

ついで、通学合宿になります。こちらについては、佐倉高校セミナーハウスを会場として、佐倉小と佐倉東小を対象として各年で実施しており、本年度は佐倉東小学校の児童を対象として、9月18日から21日の3泊4日の期間で開催しました。申込み状況としましては、4年6人、5年16人、6年9人に応募いただきました。

実施にあたっては、千葉敬愛短期大学の学生さんに、子ども達と寝食を共にして、食事作りや宿題の学習活動等をみていただきました。食事作りについては公民館利用団体である「ふきのとう」さんにお手伝いをいただくほか、登下校の見守りは市民カレッジのOBの方たちにご協力をいただいて実施をさせていただきました。

次の親子映画会につきましては、視聴覚ライブラリー事業として、夏休み・冬休み・春休みに市民音楽ホール等で開催するもので、夏休みにおきましては「モンスター・ホテル2」というアニメーションを市民音楽ホールで上映して、340人の方に参加をいただきました。

この後、冬休み親子映画会を12月27日に春休み親子映画会を3月29日に予定しております。

続いて、成人教育事業になります。

地域づくり講座とパソコン講座につきましては、昨年度と同様の実施を考えております。

次の健康増進教育講座につきましては、介護予防に関する心身の健康に必要な方法や、家庭における健康管理について学ぶ講座です。この講座は、「佐倉ホワイエ」と連携して実施する事業で、第1回目を、10月21日に「介護が必要になっても元気であるために～栄養は老化予防の鍵～」と題して実施予定です。第2回目については現在検討中でございます。

次の佐倉学講座については、基本的には今年度と同じテーマで実施を予定しております。具体的には、「印旛沼」、「佐倉・城下町400年」、「佐倉の文化」、「古今佐倉真佐子を歩く」という4つでございます。

このうち、「佐倉・城下町400年」の散策部分につきましては、10月19日、25日に、「佐倉の文化」については、『銭形平次捕物帳』で著名な野村胡堂を取り上げ、実施を予定しております。

続いて、印旛沼公開講座についてです。

かけがえのない豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくために、佐倉市の自然環境の象徴である「印旛沼」について学ぶもので、佐倉市と公益財団法人印旛沼環境基金が主催をして、中央公民館が共催として実施しております。

次の、佐倉市民カレッジでございます。

7月末から8月の夏休みを挟みまして、9月から各学年とも順調に授業が進んでおりまして、全学年合同の「スポーツフェスティバル」を、市民体育館を会場として9月29日に実施しました。現在は、通常の学習に合わせて、「市民カレッジ文化祭」の準備を進めております。文化祭の日程につきましては、11月15日から17日までは研究発表・学習発表・作品展示等を行いまして、18日は舞台発表を予定しております。お時間がございましたら、ぜひご来館いただければと思います。

続いてコミュニティ事業になります。この「さくら学び塾」は、優れた技術・知識・能

力を持った市民の中から公募で選ばれた方が講師となって、新たな地域での取り組みのきっかけづくりとなることを期待して開設する講座です。中央公民館では、「郷土の古文書臼井八景を繙く」と題しまして、全4回で現在募集中です。この臼井八景は、佐倉市民文化資産としてこの6月に認定され、美しい印旛沼周辺への思いと、これからの環境保全の一助に資することを目的として、『臼井八景・ハヶ寺めぐり実行委員会』が企画したもので、当運営審議会の村上委員も講師として登壇いただく予定です。まだ人員に余裕がありますので、よろしければ中央公民館までお越しいただければありがたいと思っております。

次の「中央公民館利用グループ」からのページにつきましては、懇談会は4月28日に実施しました。「調理室懇談会」につきましては、6月30日に実施し、2回目は12月に開催する予定でございます。

その後の、ボランティア派遣事業と視聴覚ライブラリー事業、広報活動につきましては、お手元の資料をご覧ください。

中央公民館の中間事業報告につきましては、以上です。

片山館長：

続きまして和田公民館でございます。今年度事業の要点及び経過についてご説明させていただきます。レジュメ4ページをお願いいたします。

はじめに、家庭教育の子育て教室につきましては、今年度も弥富公民館と連携した事業展開をしております。8月8日の子育て教室では、弥富公民館を会場に魚釣り遊びやミニプールを使っての水遊びなどで地域間の交流を図りました。

楽しく家庭教育講座では、和田幼稚園、和田小学校の保護者13名の参加により、9月13日にアメリカン陶芸の絵付け体験を行いました。なお、当日は託児所を設けて、この講座を実施いたしました。

次に青少年教育の剣道教室につきましては、定例となっている土曜日の稽古の他に夏休み合宿として、7月29日から30日にかけて、草笛の丘で合宿を行い、長時間の練習に励みました。

夏休みおもしろ体験教室につきましては、科学実験や調理実習、サッカー体験をメニューとして実施いたしました。科学実験では子供たちの五感を刺激し科学のもつ不思議さを楽しく体感することが出来ました。調理実習では高梨委員や地域の方のご協力をいただき、食の大切さなどを学びました。サッカー体験ではホンダエスティーロ株式会社に依頼してプロのコーチを呼び、サッカーの楽しさやボールさばき、マナーなどを学びました。

佐倉っ子塾料理教室につきましては、青少年育成住民会議と連携して実施するもので、地域の食材を活用した料理を子供たちに体験してもらう、人気の講座となっております。

子ども映画会は和田地区社会福祉協議会の子育て支援事業「ママのほっとタイム」との共催事業でございまして、夏休み中の子供たちに、優良な映画に触れる機会を提供し、心の成長を促すために実施したものです。

佐倉っ子塾伝統文化体験教室につきましては、育成団体や公民館事業講座生を講師として開催するもので、これまでに、はたおり体験と編み物体験を実施しております。

次に成人教育、佐倉・城下町400年事業でございます。北条氏勝ゆかりの地につきましては、弥富公民館と連携いたしまして、和田地区及び弥富地区にある北条氏勝ゆかりの地を巡り、郷土の歴史を学びます。10月22日は岩富城跡めぐり、10月29日は宝金剛寺めぐりを実施いたします。

また、技術の伝承を兼ねまして、ワラ草履づくり体験やミニ草履づくり体験を実施する方向で準備を進めています。

佐倉学体験講座・ふるさと味工房につきましては、和田地区で栽培されている大和芋や

地場野菜等を活用した料理講座でございまして、6月にタケノコや季節の野菜を使った料理講座を開催いたしました。

佐倉学入門講座・楽しく学べる和田地域塾では、田んぼの生き物観察や蛍の鑑賞会、地元作家による陶芸体験など、地域の豊かな自然を体感し、人々との触れ合いを重視した事業を行っております。

次に和田地区防災訓練につきましては、地区の住民会議や区長会などの関係団体よりご意見をいただきながら、防災や防犯について訓練を実施していく考えでございまして。

長命大学手芸教室は今年も10人でスタートし、11月に開催されます文化展に向けて作品の制作に取り組んでおります。

長命大学交流会は市の借り上げバスを使いまして、来年3月に見学会を実施する予定で、候補地の選定を行っているところでございまして。

いきいき生活講座は地区の高齢者16人に参加いただき、佐倉警察署生活安全課の協力によりまして、詐欺被害にあわないための防止策を学びました。

コミュニティ事業、さくら学び塾につきましては、市民公募の講師、廣瀬輝子氏、この方は和のコンセプトデザイナーであります。11月から和みの生き方「和道」をテーマに全4回実施いたします。

団体育成事業につきましては、はたおり保存会、和田小学校PTA民俗資料収集委員会、和田地区青少年育成住民会議等の各団体に対する協力・支援を行っております。今後の大きな催しといたしましては、11月19日に地域のお祭りである和田ふるさと祭りが開催される予定ですが、これに併せ和田公民館では利用者の作品展であります文化展を11月18、19日の2日間、開催いたします。

また、和田小学校PTA民俗資料収集委員会の主催事業におきましては、12月中に和田小学校5年生の授業の中で「ミニ玄関飾りづくり」、と一般参加者を対象としました「しめ飾り講習会」が予定されてございまして、和田公民館もこれらの事業に対して支援して参りたいと考えております。

次に広報展示活動につきまして、『和田公民館だより第1号』を9月に発行いたしました。今年度中に後3回発行する予定でおります。

和田ふるさと館にある歴史民俗資料室につきましては、例年通り市内小学校の団体見学を受け入れ、和田小学校PTA関連団体による説明や、はたおり保存会による機織りの実演を行い、きめ細かな対応を行っております。

最後に公民館図書室の図書貸し出しにつきましては、利用率の向上を図るために、リクエスト図書の提供や学童保育所インストラクターの意見を取り入れた図書の入れ替え等を実施する予定でおります。

以上、和田公民館事業の中間報告についてご説明させていただきました。

塚本館長：

弥富公民館事業報告をさせていただきます。

家庭教育事業でございまして。「親子遊びのつどい」は2・3歳児とその保護者・家族を対象に子育ての学習と交流を目的に行っており、参加者が減少していることから、今年度からは対象を1歳から3歳に広げて実施しております。また、「実施数が多いことが参加者の負担になっていて参加率に響いてないか」というご意見をいただいております。このため、講座を前期・後期の2回に分けまして、希望者は前期・後期を通して参加できるようにしております。前期は4組の参加がありました。内容的には、手遊び・工作・運動と、前半と後半で同じ内容を考えております。

また、「家族で遊ぼう」は和田公民館を会場に開催する予定でございまして。

青少年教育事業の、「弥富剣道教室」は、現在19人の参加があり、15回練習を行っております。これまで参加されていなかった弥富の小学生の参加が今年からありましたので、地元の子どもたちにも剣道が広められるような形の勧誘を継続していきます。

次の「星空観察会」は、8月20日の「佐倉こども交流合宿IN弥富」の参加者を対象に実施しております。生憎の曇天のため、屋内で夏の星座などをテーマにプラネタリウムを鑑賞しました。

つぎの、「なんでも体験弥富塾」は、自然体験や地域の伝統行事などを盛り込んで豊かな心を持つ子どもの育成に努めており、調理では地域の食生活改善推進員の皆さんの協力をいただいています。定員50人に対して応募が42人ありました。

「かんたん手作りおやつ」といった地元の食材であるにんじんを使ったケーキ作りから、地元の川での「昔ながらの川遊び ザリガニ釣り」は根郷公民館との共催事業になります。6月24日のグラウンドゴルフには地元のグループがいくつか参加しております。また、さいたま市の鉄道博物館へバス見学を実施しております。

次に成人教育事業ですが、地域の自然、地域で継承されてきた生活文化等を次世代へ伝える事業、世代間交流を図れる講座も行いました。

「グラウンドゴルフ」は6月に弥富小グラウンドで、弥富地区社協などの協力をいただき、小学生から高齢者までの幅広い年代の参加と交流をはかるために行われています。

新規の事業としまして、10月に和田公民館と実施する「北条氏勝ゆかりの地めぐり」に連動して、その時代の弥富と周辺地区の歴史を学ぶ、佐倉学入門講座「中世の弥富」を2回の連続講座で開催しました。弥富地区の人々に中世の弥富を知ってもらいたい機会になったかと思えます。

佐倉学体験、「くらしの講座」は、弥富地区で継承されてきた生活文化等を次世代に伝える内容をテーマに実施しており、6月に1回、7月に2回行っております。自分たちが住んでいる地域以外にも知るきっかけになったかと思えます。

次に広報活動でございますが、事業のPRや募集、地域情報の提供などを「公民館だより」を弥富地区全世帯に600部の配布をしています。発行部数は700部です。

また、団体育成につきましては、社会福祉協議会・街づくり協議会をはじめとした各種団体への協力、支援を引き続き行い、地域の活性化の活動について年間を通して援助しています。

また、公民館全館を使った夏休みお泊り会を実施しておりまして、子どもたちが親睦を深めたり学んでいくイベントの協力を行っています。

以上でございます。

櫻井館長：

根郷公民館でございます。平成29年度根郷公民館事業の内、8月までに着手した事業を中心に中間報告をさせていただきます。資料の9ページをお願いいたします。

まず、家庭教育事業でございます。「親子で遊ぼう ぽっぽちゃんくらぶ」では、2歳児・3歳児と保護者を対象として、絵本の読み聞かせや手遊び、マットやタオルを使った運動を通じ、幼児の創造力や豊かな心を育み、幼児期の人格形成を促すとともに、幼児の健康管理に関する情報提供も行っております。

また、参加者同士の交流をとおして、情報交換や子育ての不安を解消するとともに、家族参観日を設け、家族の関わりについても学んでおります。前期・後期と2回に分けて行っておりますが、前期の参加者は14組28人、昨日10月5日から始まりました後期は、18組36人が参加されております。

「子育て応援講座」につきましては、子育て支援課の保健師と保育士を講師に迎え、「イ

「イヤ期を上手に乗り切る子育てトレーニング講座」を行いました。

次の、「親子体験教室」では、工作や料理、実験などの体験を通じて、親子及び参加者相互の交流を深める機会とするとともに、知識や技能を身につける講座です。また、自分たちで計画・準備・活動することにより、創造力や自主性を育み、家族の大切さを学ぶとともに、仲間づくりの場ともなっております。全部で5回の講座で、10組25人が参加しております。

次に、青少年教育でございます。

まず、「通学合宿」ですが、15回目となる今年は、根郷小学校の児童17人を対象に、6月18日から2泊3日で実施しました。募集人数は14人でしたが、学生ボランティアとして佐倉南高校の生徒11人と、南部中学校の生徒4人、根郷中学校の生徒4人、それから多くの地域ボランティアにご協力いただけることから、17人の希望者全員を受け入れました。高校生や中学生のボランティアの中には、小学生の時に通学合宿に参加した生徒もおり、各年代間の交流がより深まったように感じております。

次の、「体験ものづくり講座」では、小学生を対象として、3つの講座を開講しました。まず、「おもしろ科学実験隊」では、子どもたちの五感を刺激する実験をとおして、遊びながら新しい発見をし、科学の不思議さ・楽しさに触れてもらうことを目的として、7回にわたり開講しており、16人が参加しております。

「勾玉作り」では、千葉県教育委員会の協力により、本物の土器や石器に触れながら、勾玉作りに挑戦しました。また、勾玉作りを通じて縄文時代の生活に触れる機会となっております。16人が参加しました。

「夏休み子ども水彩画教室」では、公民館利用グループの協力により、色の持つイメージを学んだあと、それぞれが用意したモチーフを題材に作品を仕上げました。こちらは15人が参加しております。

次の「子ども茶道教室」と「子ども華道教室」ですが、こちらも公民館利用グループにご協力いただきまして、体験型の講座を通じ、日本文化を学びました。茶道教室は5人、華道教室は15人が参加しました。

10ページをお願いいたします。「佐倉学」では、まず、「夏休みこども水辺探検ツアー」ですが、印旛沼の水質についての講義や計測作業、谷津の生きものの観察等を行い、佐倉市の自然環境の現状と課題を学びました。環境政策課との共催で実施し、22人が参加しました。

次の、「佐倉っ子塾 夏休み社会科見学」では、印旛郡市文化財センターを訪問し、展示室の見学や貨幣などの拓本体験を行いました。5組11人が参加しております。

次に成人教育でございます。まず、「根郷寿大学」では、60歳以上の方を対象に、生きがいを持って健康で充実した生活が送れるよう、佐倉の歴史や社会問題、音楽、健康づくり、社会見学など、様々な講座を通じて交流を図っており、9月末現在、129人が受講しております。

一昨年からは、講座の講師を受講者をお願いして、それぞれの得意な分野について、受講者同士で学びあう講座を取り入れております。本年度は9月に「ウミウシ」についての講座を行いました。また、6月の生活習慣病予防講座は市民公開講座として実施し、受講生以外の市民10人が参加しております。

次の「シニアのためのタブレット・スマートフォン講座」は、昨年からは開始した事業です。タブレットやスマートフォンの購入を検討している方を主な対象としており、タブレット講座には20人、スマートフォン講座には18人が参加し、基本的な操作方法や便利なアプリ等について学びました。

次の「パソコン広場」は、パソコン初心者に、パソコンを持ってきてもらい、操作方法

等を教える事業で、毎月第2日曜日に開催しているものです。

次に、8月に行った「珈琲学入門講座」は、珈琲についての知識を深めるとともに、アイスコーヒーの美味しい淹れ方を学びました。今後、ホットコーヒーの講座も予定しております。

11ページをお願いいたします。「佐倉学」の「佐倉学入門講座」では、郷土に関する知識を高めるため、5つの講座を行っております。

1つめの「郷土の刀と鐔を学ぶ」は佐倉藩の刀工について学びました。募集後すぐに定員に達してしまい、参加したいとのご要望が多かったことから追加講座を11月に開始する予定です。

2つめの「佐倉藩と虚無僧」は、市史編さん担当職員を講師に、佐倉藩の虚無僧の実像について学びました。39人の参加がありました。

3つめの「糺屋さんから学ぶ発酵の秘密」は、今年度初めて行った事業です。発酵について学び、塩糺を作りました。この後、「縄文時代体験」「鉄道講座」を行う予定であります。

「根郷ふるさと探訪」では、根郷近辺の自然を散策しながら、野草を観察し、自然に親しむことにより、郷土の自然について関心を促すことを目的として行っています。春は六崎方面を散策しました。

団体育成では、子ども会や青少年育成住民会議等の活動の支援、また、5月に根郷公民館定期利用者懇談会を開催し、公民館運営の活性化に努めました。10月29日に根郷地区青少年育成住民会議主催の「すくすくまつり ねごう」が、根郷公民館を会場に行われる予定です。

広報事業では、公民館事業の案内や報告、地域の情報などを提供するため、「根郷公民館だより」を4月と9月の年2回、根郷地区内への新聞折り込みにより配布しております。その他、図書事業、その他の開放事業につきましても、公民館活動や地域活動の充実に向けて、取り組んでいるところでございます。根郷公民館の中間報告については以上でございます。

高山館長：

志津公民館長の高山でございます。

平成29年度の志津公民館事業の中間報告について説明いたします。

資料12ページをお願いいたします。他の公民館と同様に、家庭教育、青少年教育、成人教育、団体育成、広報活動のジャンルで区分し事業を展開しております。

なお、今年度の事業については、計画どおり順調に実施をいたしております。

家庭教育といたしましては、2歳児と母親を対象といたしまして、「おかあさんと遊ぼう」を年10回計画し、5回実施しております。募集は20組でしたが、参加者は11組となっております。親子遊びを通じて、子どもの成長を見守り、子と親がともに成長する「育自」を体験する講座として開催しております。

また、子どもと保護者を対象とした「笑顔で子育て応援講座」は11月から3月で2回を実施する予定でございます。

青少年教育といたしましては、「佐倉っ子塾 志津子ども教室」として小学生を対象に、佐倉の地域素材をおりませた体験学習講座を前期・後期に分けて実施いたしております。地域の人から学ぶことにより、「つくる楽しさ」「わかる喜び」「できる自信」を育むことを目指しまして、「子どもクッキング教室」「子ども手作り工房」「子ども自然教室」「子ども理科実験教室」の4つの事業を各2回実施いたしました。講座内容は表の右の内容欄に記載をしておりますが、4講座の前期参加合計数は153人となっております。



子どもクッキング教室では「ツルツル手打ちうどんとデザートを作ろう」「みんな大好きオムライスとにんたま汁！デザート付き」を開催しました。

子ども手作り工房では「輪ゴム鉄砲を作って遊ぼう」、他に「キャンドルシェードを作ろう」を、子ども自然教室では「志津里山探検」「種の不思議（公園編）」を行いました。今年度は夏休み期間に公民館の1部屋を自習室として提供し、開催日数39日間で計314人の小学生から成人の方が勉強に励んでおりました。

また、今年度も佐倉市教育委員会の主催ではありますが、「学力向上プロジェクト 好学力学チャレンジ」を実施し、公民館を利用しているサークルやしづ市民大学の受講生に講師の募集をし、高校生や大学生・成人までの14人の方が地域の小学生に対し3日間の寄り添い学習を実施いたしました。学習内容と致しましては児童が夏休みの宿題であったり、自学用の教材であったりと様々ですが3日間の寄り添い学習では児童への理解が得られるような指導方法に試行錯誤しながら取り組む支援者が多くいました。

次に13ページをお願いします。

成人教育といたしましては、「しづ市民大学」「佐倉学」「コミュニティ事業」となります。しづ市民大学は4つの専科コース、「しづ学入門」、「地域健康学」、「くらしの情報学」、「おやじの食事学」を実施し、8月末までに各コース6回～8回が終了しております。今後は引き続き各コースでの学習や、閉講式での発表に向けての準備が行われてまいります。

また、公開講演会として、8月26日に佐倉・城下町400年記念事業リレー講座「土井利勝と御成街道」を実施しております。今後、しづ市民大学の学習からも5講座の公開講座を行ってまいります。

佐倉学では、佐倉学入門講座といたしまして、「井野長割遺跡を学ぶ」を実施いたします。

佐倉・城下町400年記念事業では、「佐倉道を歩く」を、10月から11月に実施予定で現在受講生の募集を開始しております。

また、コミュニティ事業として、地域人材育成、地域活動の担い手づくりの「さくら学び塾」を公募市民講師により、11月から1月に3回の連続講座として実施の予定で現在受講生を募集しております。講座名は「病気対策に必要な栄養とは何か？」講師は薬剤師・臨床検査技師の畑義治氏です。

次は団体育成についてです。

志津公民館祭につきまして10月の開催ですが説明をさせていただきます。本年度で第44回を迎え、10月20日から22日3日間実施をいたします。志津公民館で活動をしているサークルが実行委員会を組織し、有意義な学習成果の発表の場となり、さらに地域との交流の場となるため多くのサークルに参加を頂いております。今年度も多くの団体が参加し学習成果の発表を予定しております。因みに昨年の第43回は、5,000人を超える来場者がお見えになっていました。

今回も、志津児童センターに参加していただけることとなっておりますので、大人との交流の場となり、子どもたちの笑い声や楽しんでいる声も多く聞こえてくるものと期待をしております。

また、出店をしていた利用サークルもサークル間だけでなく、来館した地域住民との交流を図る良い機会となっております。

定期利用グループ運営研修会では、サークルに対して、活動の意義、運営のあり方などの確認や意見交換をしております。

また、調理室利用者懇談会では、調理室を利用するサークル25団体につきましても、調理室の効果的な利用方法の再確認、意見交換、清掃作業を実施しております。

その他の団体に対しましては、14ページとなりますが、「市子連（佐倉市子ども会育成連盟）の事務」や「志津ジュニア・リーダーズ・クラブの支援」「志津地区社会教育団体へ

の援助」、「公民館園芸ボランティア団体への支援」を行っております。

最後に、広報活動でございますが、今年度、公民館だより「しづ」を年間3回、志津地区各世帯に各25,000部の発行を予定し、5月1日、10月1日号の2回を発行したところでございます。公民館だよりを通じて、志津公民館事業の案内・情報などを提供することで、公民館への理解と認識を深めていただいております。また、各事業の参加募集も公民館だより・ホームページでおこなっているところでございます。

以上でございます。

曾山館長：

白井公民館館長の曾山でございます。

白井公民館の事業について、中間報告をさせていただきます。

資料の15ページをお願いいたします。

家庭教育では、白井公民館図書室の司書による「すばなし」と、絵本の読み聞かせの「おはなし会」を、毎月1回計5回実施しまして、これまでに延べ88人の参加をいただきました。

続きまして、青少年教育でございます。

夏休み期間中の8月4日に、市民音楽ホールとの共催でバックステージツアーを開催いたしました。小学生19人、保護者10人の計29人のご参加をいただきました。

当日は、コンサート来場時のように模擬チケットをあらかじめ渡して、入場していただき、舞台上で舞台・照明設備などの説明を受け、舞台上に何も無い状態と、クラシックのコンサートなどで使用する音響反射板を降ろした状態とで音の響きを聴き比べていただきました。

そして、3班に分かれ、1班は、音響室でマイク音量の調整、2班は調光室で照明の色を変えたり、ミラーボールを回転させるなどの操作を、また、3班は、地下の奈落でフルコンサートピアノやティンパニーなどの楽器の見学をそれぞれ順に回り、最後に、ストリートオルガンの演奏を聴いて解散しました。

参加者からは、普段見ることのできない舞台裏を見て触れる体験ができ、とても楽しかったという声を多くいただきました。

その下、佐倉っ子塾共通講座「こども水辺体験ツアー」でございますが、7月31日に21人の参加をいただき、環境政策課や中央公民館、根郷公民館などとの共催で実施しました。印旛沼や手繰川にて植物や魚類などの観察、水質環境について学びました。

8月22日には、手作り講座「三角ヘリコプターを飛ばそう」の事業を実施し、13人の参加をいただきました。この事業では、割りばしとゴム、プロペラを使って飛行機を作成し、実際に隣の御伊勢公園で飛ばしてみました。

星空観察教室は、草ぶえの丘にて共催で開催する事業でございます。当初、7月31日の予定でしたが、雨天のため8月9日に延期となりました。この日もあいにくの曇り空のため室外での観察はできませんでしたので、室内において、さそり座、いて座や夏の大三角、こと座、わし座、はくちょう座の見つけ方を学びました。参加者は、小学生14人、保護者6人の計20人で行いました。なお、この事業は、秋の星座観察を目的に開催を予定しておりましたが、夕方から雨となり悪天候が予想されるため、残念ながら中止といたしました。

次に、成人教育のコミュニティ事業でございます。

「コミュニティカレッジさくら」につきましては、平成25年度に開校した2年制の市民大学で、地域で課題となっている少子高齢化、障がい者支援、災害対策、子育て支援などについて学び、卒業後は地域のリーダーとして各分野で活躍していただくことを目的とし

ております。

各学年・年間18日程度の学習を受けていただくもので、現在、受講生は2年生が19人、1年生が17人の計36人となっております。

このページの一番下、佐倉学び塾では、「裁判員制度と司法について考える」と題しまして、元大学教授が講師となり11月から12月にかけて計3回の講座を予定しております。現在、受講生を募集しております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

団体育成等でございますが、臼井地区の子ども会が7団体加盟している臼井地区子ども会育成会連絡協議会の事業として、8月19日の臼井ふるさとにぎわい祭りにおいて、くじ引きのお店を出店いたしました。なお、10月22日に参加を予定しておりました、佐倉市子ども会中央交流フェスティバルにつきましては、会場が衆議院選挙の開票所になったことから中止となっております。

広報・展示活動、図書事業につきましては、資料記載のとおりでございます。

臼井公民館の中間報告のご説明は以上でございます。

委員長：

何かご質問いかがでしょうか。

副委員長：

各館のどなたかにお答えいただければいいのですが、教材費か保険料等については何か決まり事があるのでしょうか。

江波戸館長：

たとえば、材料費などで実費という形でいただくことがあります。

委員長：

ほかに、ご質問はありますか。よろしいでしょうか。

以上で議事の進行を終わります。後は、中央公民館長にお任せします。

## 5 その他

江波戸館長：

議事進行につきまして、ありがとうございました。このまま続けさせていただきます。

「その他」につきましては、「佐倉市使用料・手数料の見直しについて」と「第96回公民館研究大会」になります。

まず、順番を変更しまして公民館研究大会から説明をさせていただきます。そして、「使用料・手数料」に移らせていただきます。

それでは、第69回千葉県公民館研究大会について事務局の方から説明させていただきます。

和泉澤主査補：

第69回千葉県公民館研究大会について説明させていただきます。11月15日の日程を皆様にすでにご案内させていただいております。集合時間は午前9時、中央公民館に集合となります。当日お弁当を注文される方は600円を徴収させていただきます。10月の初めにお手紙の方を出させていただいておりますが、改めてお知らせいたしました。

江波戸館長：

続きまして、「使用料・手数料見直し」について社会教育課の檜垣課長からご説明をさせていただきます。

檜垣課長：

社会教育課、檜垣です。佐倉市使用料、手数料の見直しについて、説明させていただきます。

資料の1ページをお願いします。

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正、つまり、公民館使用料についてであります。

前回、第1回の公民館運営審議会では、平成29年4月に策定された「佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、公民館使用料についても見直し検討を行っていること、また、基本方針の考え方についても説明し、ご意見を頂いたところでありました。

また、各委員より、それぞれのご意見を提出いただきました。そのとりまとめ状況につきましては、8月に送付をさせていただいたところでありました。

その後、再度公民館職員との打合せ等を行い、本日、第2回公民館運営審議会での報告等をさせていただきます。

見直し検討のまとめとしては、基本方針の「行政サービスをうけるかたと受けないかたとの公平性を確保すること」の考え方に則しまして、更に、一定の収入が確保されることで、公民館活動の継続・拡充、施設保全が図られる面も考慮し、住民の公民館使用に際して、ご負担を頂く料金の新設、公民館事業以外及び住民以外の使用料を改定することといたします。

3の改正方針がございます。(1)の使用料の額の改定につきましては、条例第8条の規定及び別表第3に定める施設使用料を改正します。①として、市民利用の使用料を設定します。②とし、現在ある公民館事業以外の使用及び住民以外の使用について、市民利用料の2倍となる、10割増しの額に改正します。

その他に(2)のその他の改正として、使用料の減免、還付、原状回復の義務、損害賠償について、新たに規定を整備したいと思っています。

(3)の施行の日につきましては、改正にかかる施設使用料の適用を、他の使用料改正の周知期間6月と同様に、平成30年7月1日以後とする予定であります。

4の改正予定につきましては、本日の公民館運営審議会での報告後、教育委員会議での協議・議決を受け、11月市議会への上程を予定しております。

続きまして、2ページをお願いします。

見直し基本方針に基づいての算出内容、使用料金体系となります。

表の左側は、人件費と物件費について、公民館に係る総経費で算出したものであります。

公民館は貸館部分だけではなく、組織的な活動を行う社会教育施設であるため、見直しにあたっては、公民館主催事業・活動事業における人件費と物件費を除いた、管理にかかる部分のみを対象として算出しております。

これにより $m^2$ ・時間単価 G (基本単価) は5.78円となりました。これに部屋ごとの面積、受益者負担率(市負担と利用者負担割合)50%を乗じまして、使用料の表となりますが、利用面積ごとの平均により使用料を算出しております。

例えば、この本日会場となっている310会議室の場合、面積は71 $m^2$ でありますので、50以上100 $m^2$ 未満の区分となり、使用料は1時間につき200円となります。

ここで追加資料を配布させていただきます。

上の部分が現在の使用料の状況であります。住民の使用は無料、それ以外の使用について、別表第3のとおり規定があります。

中段が、説明をした使用料の状況です。原則、有料として別表第3を改正し、公民館事業以外及び住民以外の使用については、2倍に相当する額とするものであります。

下段は現在と改正の比較となっております。住民の使用については、新たに使用料を設ける、それ以外の使用については、100%から121.2%の改正状況となっております。

資料の3ページに戻らせていただきます。新たに使用料を定めた場合、減免等の取扱いが大きなポイントとなります。

まず条例では、使用料を減免することができる旨の規定のみを行い、公民館の管理運営規則において、使用料の減免基準を整備する予定です。減免内容については①～⑨に記載する内容を考えております。佐倉市の見直し基本方針や類似施設での規定と同等と考えております。

また、規則での減免基準を補足する形で、今後、取扱い基準を整備したいと考えております。

公民館使用料につきましては、これまで市民の使用について無料としてきたところではあります。皆様にご理解を頂き、今後とも、多くの市民の活動の場としていきたいと存じます。委員皆様のご理解をお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

この後、ご質問やご意見を伺う時間といたしますので、使用料についての考えや減免基準等について、ご意見をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

江波戸館長：

ただいま社会教育課長から報告をさせていただきました。ご不明な点ご質問等あれば、よろしく申し上げます。

委員：

取り扱い基準の方ですが、今の規則では特に必要な時とありましたが、それは取り扱い基準で具体的に定めるとかいうようなお話でしたので、この規則の中に「取り扱い基準に定める」と規定した方がはっきりすると思いますが、いかがでしょうか。ご検討いただければと思います。

檜垣館長：

規則の中にも書いてないものについては、委任事項の記載がありますので、それで対応できるかと思えます。この場でみなさんにご意見等をいただいて、その中で検討していければと思います。

委員：

子どもさんが主体となつて行う場合がありますね。大人の方が責任者となつてリードしていくと思いますが、子どもさん対象の場合は、何かそのような基準はあるのでしょうか。

檜垣課長：

団体登録の中で子どもたちだけで公民館の利用登録をするのは難しいと思えます。子ども会の活動につきましては、減免基準の⑥市民の教育及び福祉団体が主催する活動に含まれると想定しております。市内の教育機関とか団体が主催する形にしようとか。この中で、

対応ができるものと考えています。取り扱い基準の中であらかじめ書いておいた基準を整備したいと考えております。それにつきましては、1月の公民館運営審議会でもういちどご意見をいただいた中で、ご提示させていただければと思います。

江波戸館長：

必要な意見は、改めて検討させていただき、この部分については再度提示させていただければと思います。それ以外に何かありましたら、お願いします。

副委員長：

使用料をとらないのが得策ではないかとの意見だったと思いますが、意見書をみさせていただいた全体的な流れとして、有料化の方法なのかと、自分自身意見を見ていかなければならないと思います。

今の状況でどのくらいの市の収入になるのか。もしそのことが分かれば、教えていただければと思います。

檜垣課長：

公民館職員で公民館の昨年度の使用状況を洗い出させていただきました。平成27年度の自主サークル利用は全体の約8割程度になりますが、それが料金にそのまま対応するのか、どこまで減免するのかということが大きなポイントになるかと思っています。おそらく、100万円程度の収入になるかと思っています。

江波戸館長：

他にございますでしょうか。

委員：

8月の議会で、大半の施設の料金改定・条例の改正がなされました。いくつか積み残しがあるか分らないですが、公民館については11月議会と考えられていますけれども、一緒にやればよかったという気がしないでもないですが、8月いっぱいのにせなかった理由は何かあるのでしょうか。

檜垣課長：

8月議会でいくつかの条例が改正されておりますが、いずれも現在あるものについて改正をする形になっております。現在料金表があるものについて、㎡当たりの単価を元に算出し、改正したという状況があります。いくつか指定管理者の絡みもありますので、公民館の使用料につきましては無料であるものについて料金を設定するという形になりますので、十分な議論を公民館運営審議会と教育委員会等に諮りまして、対応していくという形がある中で、8月議会には時間が間に合いませんでした。継続して検討し現在に至っております。

委員：

議案によっては、可否同数で延長採決の方が多かった事例がありますので、きちんと整理をして、公民館運営審議会の方にも情報を提供いただければと思います。

1ページ目の資料で、現在ある公民館事業の使用及び住民以外の使用ですが、市民利用料の額の改正について、住民と市民とが出てきますが、その定義づけはどうなってるのでしょうか。

檜垣館長：

住民の定義について条例では市内在住の在勤、在学という捉え方をしておりますので、それと同等と考えていただければと思います。

委員：

社会教育法が住民という言葉をつかっているからでしょうか。一般に条例では住民という言葉が消えていて市民という言葉をつかっている方が多いんですけれども。今回、料金改正だけになるかもしれませんが、この辺の要望が正直分かりにくいと思います。

それから、在勤とか長期滞在者というのが、住民あるいは市民なのか、問題を抱えて悩んでいる施設もあるかと思しますので、これから規則の方で規定が色々出てくると思いますが、色々情報を集めながら整理していかれるよう要望したいと思います。

檜垣館長：

ありがとうございます。今回使用料ができますと、使用料の減免ですとか、あるいは還付の関係ですとか、現状回復とか損害賠償についても付け加えていく形になりますので、十分市の法規担当とも相談をして、直すものについて必要とあれば対応していきたいと考えています。

委員：

いわゆる私塾というものがあります。たとえば書道教室は考えようによっては社会教育という見方もできますが、ある意味私塾的にやる事業は、ここでいう10割増しですとか、そのような概念に入っていくのでしょうか。先生が市民で生徒も市民の場合などの場合です。

檜垣課長：

基本的に社会教育法上では営利事業は禁止という形になっておりますので、団体登録をしていただくときに代表者がどなたで講師がどのような方なのか、費用的に見て営利になるのか判断します。基本的に営利につながるものは公民館使用ができないという形になります。

委員：

たとえば、コミュニティセンターと公民館の違いということになるかと思えますけれども、その辺りはどうなのでしょう。

江波戸館長：

公民館は社会教育法にもとづく施設でございます。講師が主体となって運営する私塾は利用できないことになっております。これは変わりありません。

委員：

料金区分は面積に対して幾らかということですが、利用人数に対してはどうでしょうか。何人以上ではないと駄目だとか、フロアだけではなくて公民館のコピーなどをかしてくれという場合には、使用料等はどうなるのでしょうか。

檜垣館長：

現在50㎡とか100㎡とか区分があります。実際にコミュニティセンター等をみますと、料金表がございます。公民館の場合には若干大きさが異なりますが、これまでの住民以外の使用料体系等も見直しまして面積区分としております。利用人数については、部屋に応じた利用者数になっております。

コピーにつきましては、別途料金を10円と定めて対応していただくという形になっております。

また、公民館は印刷機もございます。それにつきましても、現在基準がございます。

委員：

毎月15日号こうほう佐倉等でのサークル活動の募集では、月謝と年会費が高いと思われる講師謝礼等が非常に高い団体もあると聞いておりますが、前からかなり疑問に思っていました。いかがでしょうか。

江波戸館長：

どの公民館でも同じだと思いますが、グループの在り方につきましては年度当初の段階の「グループ懇談会」席上でお話しています。言葉では「月謝」ではなくて「会費」という扱いになりますが、あくまでも会を運営するために徴収する入会金・会費であって、それぞれ講師への謝礼という形で支払いとなります。会計部分については、会計の方が支出などを行っています。お金については会員の皆様に分かるような形で運営していただくようにお話をさせていただいております。また、講師の方が主体となって部屋の予約をするということではできません。会費の部分につきましては、団体については様々です。私も飛びぬけて高額なものを見たことはありません。もしそれが目立つような場合には、会員の皆様にお聞きして必要に応じて指導等をさせていただく形になるかと思っております。

江波戸館長：

他に質問関係等、他にございますでしょうか。

委員長：

こうほう佐倉では毎月15日にサークル募集をおこなっていますが、掲載される団体は公民館利用団体に限らないですね。公民館以外の場所でサークル活動をしている場合には、会費についてはこちらで把握できないこともございますね。

委員：

今日いただいた追加の資料と一部改正の資料によりますと、改正方針3が「住民以外」と「市民」と2つの異なった言葉がありますが、あとからいただいた1枚ものの用紙には出てこないで、改正内容の第8条には「住民」とあります。これは「市民」が「住民」に置き換わると考えてよろしいでしょうか。

檜垣課長：

表の一番上の左側は、公民館の無料についてでございます。改正後につきましては、住民の利用が基本となりますので、住民の利用の表が出てきます。一番下の表の左側は実際に「新しく増える」ものでして、計算した数字がでています。条例の文言上、このような表現になりますので、そのような形で見ていただくと分かりやすいかと思っております。もし直った場合には、十分説明のできる資料を作成したいと思います。



委員：

感覚としては「市民」がTAX（税金）を支払っている人、住民はその地域に住まれている方かと思しますので、定義として言葉をはっきりさせた方がいいと思います。

もうひとつ確認事項としまして、佐倉美術館と音楽ホールも同じ基準と考えてよろしいのでしょうか。

檜垣課長：

市民音楽ホール・美術館とも、部屋の貸し出しは同じ基本方針で行っております。入館料は別になります。今回改正になった状況が昨日から佐倉市ホームページに掲載されております。これと基本的には考えが同じです。ただし、それぞれの部屋で料金を決めるのではなくて、㎡数で計算すると解釈しております。入館料はまた別の考えになります。

副委員長：

佐倉市は、学校の開放は行っているのでしょうか。夜間ですとか、使用料は無いのでしょうか。

檜垣課長：

小学校中学校、校庭・体育館につきましては現在開放は無料です。これは市民の営利目的以外の活動という形になります。それについても今回の検討材料になりましたが、まだ早いということで先送りをしております。学校の教育活動に支障を及ぼさない程度で学校開放を進めるという考えですので、学校施設を社会教育法的に開放しているということになります。

副委員長：

図書館の場合を聞いたら「法律が違うから違う」と聞いたことがあるのですが。

檜垣課長：

図書館の図書の貸し出しについては図書館法の定めにより無料となります。ただし図書館で施設を貸すことについては料金が設定できると思いますし、コピー等も料金をいただいておりますので、図書を借りる分だけ無料ということになります。

委員：

平成30年7月1日以降適用となっておりますが、各利用団体への周知はどのように行うのでしょうか。正式に決まった後は、なにか提示はされるのでしょうか。

檜垣課長：

今後教育委員会議ですとか議会の議決を経過しまして、正式に決定されたあとに周知させていただきたいと思います。今後とも慎重な検討が必要になってくると思います。ご理解をいただければと思います。

委員：

正式に決まったあとには積算内容の資料はいただけるのでしょうか。

檜垣館長：

現在お伝えできるのはここまでですが、条例で出した後には詳細にご説明したいと思

ます。詳細内容については、提供を行いたいと考えております。次回の会議までに変更があった場合にも、資料を送付したいと考えています。

委員：

資料を見ますと、現行と改正とがありますが、たとえば改正の中に80円が100円になるとか、それが実際に始まって200円になった場合にはその表記を横にするとか、工夫をされるとよいかと思います。

檜垣課長：

現在使用料が0の状況ですので「何パーセント改定」とか書きづらいところではあります、その辺りは解釈していただければと思います。

江波戸館長：

質問がなければ、会議の方は締めさせていただきたいと思います。

以上を持ちまして、平成29年度第2回佐倉市公民館運営審議会を閉会させていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。